

持続可能な放課後児童クラブの
運営構想検討結果報告書

平成30年10月10日

舞鶴市子ども・若者支援会議
放課後児童クラブ部会

はじめに	3
1. 舞鶴市放課後児童クラブの現状と課題	4
(1) 量的確保	4
① 放課後児童クラブ数	
② 利用児童数の推移	
③ 今後の利用児童見込み数	
④ 放課後児童クラブ間の過不足	
⑤ 利用対象学年	
(2) 要配慮児童への対応	6
① 要配慮児童数の推移	
② 放課後等デイサービスとの関係	
③ 専門性を有する支援員確保	
(3) 支援員の育成・専門性の向上・安定的確保	7
① 支援員の年代構成	
② 支援員の労働環境、処遇改善の必要性	
(4) 事業サービスの向上	8
① 利便性向上のニーズ	
② プラスアルファの活動のニーズ	
(5) 家庭との連携	8
① 保護者参画の必要性	
② 保護者とのコミュニケーション	
(6) 学校との連携	9
① 利用児童の個人情報	
② 要配慮児童への対応に伴う情報連携	
③ 施設の連携	
2. 子どもたちが放課後に過ごす時間や場所をどう考えるべきか	10
① 単なる学校や学校の延長線上とならない過ごし方かどうか	
② 家庭や学校とは異なる「多様な人間関係」の中で過ごせるかどうか	
③ 自分の意志で過ごし方（場所や内容）を決められるかどうか	

- ④ 学校や家庭と同種の緊張感のある時間・空間から自由になり、リラックスして過ごせる時間・空間であるかどうか

3. 放課後児童クラブの今後の方向性及び施策の例（運営構想の柱）・・・ 14

- 子どもたちにとっての放課後児童クラブの意義・役割、目指す育成観
【主要な視点】

【9つの重点課題と具体的な方策】・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

- 重点1：様々な取組、子どもの過ごし方の工夫
重点2：事業サービスの向上
重点3：保護者・家庭の運営への参画とサポート・連携
重点4：学校との有機的な連携強化
重点5：利用児童増加への対応（要配慮児童含む）
重点6：小学校区における利用児童の格差への対応
重点7：放課後児童支援員の確保・育成・専門性の向上・処遇改善
重点8：運営委員会等のマネジメント能力・資質向上
重点9：遊びの空間確保策等
他の放課後施策の振興及びそれらとの連携

4. 運営構想の実現に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

- (1) 市民の理解と協力を得るために
(2) ひと(人材)・もの(施設)・おかね(資金)など投入できる資源の制約の中で
(3) 行政・受託者等の位置付け・役割

おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

【関連資料】・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

- 「放課後児童クラブ部会」委員名簿
「放課後児童クラブ部会」開催経過

【資料集】・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料1～6

はじめに

- 放課後児童対策をめぐっては、少子化や核家族化、共働き家庭の増大や就労形態の多様化、ひとり親家庭の増加、また、子どもが自由に遊べる場所や時間の縮小、多様な生活体験の不足、習い事や学習塾に通っていること等、様々な社会状況の変化の中で、それぞれのニーズに応じた対策が講じられている。
- その中でも、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、授業終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るため実施されている放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）については、女性の就業率の上昇等に伴い、近年、全国的に利用児童数が増加の一途にある。
- 本市においても、放課後児童クラブへのニーズの高まりを受け、平成12年度に初めて社会福祉法人運営のクラブを開設して以降、順次拡大を行い、現在では、全ての小学校区にクラブを設置するまでに至り、計29クラブで事業実施している。
今後、女性の更なる就業率の上昇が進めば、放課後児童クラブの利用児童もさらに増加すると考えられ、小学生の放課後の受け皿を検討しなければならない。
- こうした中、事業開始から18年以上が経過し、利用児童数の増加や配慮を要する児童への対応、放課後児童支援員（以下「支援員」という。）の不足、不規則な勤務体系、子どものクラブにおける過ごし方の工夫、事業サービスの向上等の様々な課題が浮かび上がっており、これらの課題に抜本的な対策を講じていかなければ、今後とも持続的にこの事業を実施していくことが困難になる事態も考えられる。
- また、平成28年に児童福祉法が改正され、児童の福祉を保障するための原理として「全ての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり適切に養育されること」と規定された。この子どもの最善の利益をいかに実現していくか、放課後児童クラブに限らず、児童福祉事業全般に求められている。
- 以上のような状況を踏まえ、子ども・若者支援会議の専門部会として設置された本部会では、保護者への子育て支援という性格を踏まえつつ、「子どもの豊かな育ち」のためには、放課後という時間をどのように過ごしていく

べきかという原点に立ち返って、放課後児童クラブの10年から15年後を見据えた中期的な運営構想について議論を重ねてきたところであり、本報告書はその検討の結果をとりまとめたものである。

1. 舞鶴市放課後児童クラブの現状と課題

本市では、平成12年度に社会福祉法人運営の放課後児童クラブを開設して以降、平成15年度から新たな子育て支援対策として、放課後における子どもたちの健やかな成長と安心・安全な居場所の確保並びに家庭と仕事の両立支援を目的に、保護者・家庭とともに『地域の子どもは地域で育てる』を理念にその取組を進め、平成16年度から地域の子どもたちを地域全体で育成するため、小学校区単位に設置された地域子育て支援協議会等のご理解とご協力を頂きながら、順次拡大してきた。

現在では、全18小学校区に放課後児童クラブを開設し、小学1年生から3年生を基本に、29クラブ、809名の児童が利用している状況である。

その間、毎年多くの児童をお預かりする中で、とりわけ大きな事故もなく放課後における児童の安全な居場所として事業を実施することができたのは、運営主体である各地域子育て支援協議会及び社会福祉法人、そして支援員一人ひとりの並々ならぬ努力の結果として深く敬意を表するものである。

その結果もあって、保護者の方からは、「放課後に子どもが安全に過ごせることで安心して仕事ができる」、「放課後児童クラブでは学校や家庭では経験できない体験ができる」、「先生や親とは違う子どもを見守る温かい目の中で、たくさんの友達や大人と関わりながら育っているのが有難い」等の声をいただき、放課後児童クラブが仕事と家庭の両立支援と子どもの健やかな成長に確実に役立っていることが実感できる場所である。

しかし、前述したように、様々な社会状況の変化の中で、放課後児童クラブに対して求められることも変わりつつあり、その量・質の確保・向上に向けて取り組まなければならない。そこで、これまでの実績を踏まえ、見えてきた主な舞鶴市放課後児童クラブの現状と課題は下記のとおりである。

(1) 量的確保

①放課後児童クラブ数

本市における放課後児童クラブは、平成12年度から事業を開始し、そのニーズの高まりを受けて、現在では全ての小学校区にクラブを設置するまでに至り、18小学校区26クラブを各地域子育て支援協議会に、3クラブを

社会福祉法人に運営委託し、合計29クラブで事業実施している。

②利用児童数の推移

表1のとおり、利用児童数は年々増加の一途にあり、概ね各地域に放課後児童クラブを開設した平成24年度(592人)と平成30年度(809人)を比較すると、利用児童数は217人の増加、1.37倍で増加している。また、各小学校区別利用児童数は資料1のとおり。

(表1 利用児童数の推移)

(各年度4月1日時点)

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
利用児童数	592人	670人	679人	726人	786人	794人	809人

③今後の利用児童見込み数

平成29年度に実施した「教育・保育施設等に係る市民ニーズアンケート調査結果(資料2)」では母親の就労が大きく伸び、夫婦共働きが増加し、就労していない母親の就労希望も増加している。今後、女性の更なる就業率の上昇が進めば、放課後児童クラブの利用児童もさらに増加すると考えられる。

平成31年度から平成35年度の小学校在籍児童見込数から、入学・進級時の利用率の割合で推計した利用児童数の見込みは表2のとおり。

(表2 利用児童見込数)

(各年度4月1日時点)

年度	H31	H32	H33	H34	H35
見込数	840人	892人	902人	939人	930人

④放課後児童クラブ間の過不足

市内全体で見ると、放課後児童クラブの設定定員合計は1,118人であり、総数での見込数の受入枠は確保されているが、市内全域での利用者調整は社会福祉法人運営の放課後児童クラブのみ実施しており、小学校区単位の放課後児童クラブ間の利用者調整は行っていないことから、各地域において過不足が生じる見込である。

表2での利用児童見込数を各小学校区別にみると、資料3のとおり。東舞鶴地域では新舞鶴・倉梯、西舞鶴地域では明倫・中筋の利用見込数の増加が顕著である。東舞鶴地域では、社会福祉法人運営の放課後児童クラブへ利用者調整が可能であるが、提供体制の不足が見込まれる。また、西舞鶴地域においても、広域的に利用者調整が可能な放課後児童クラブが存在しないため、提供体制の不足が見込まれる。

⑤利用対象学年

児童福祉法では、利用対象児童を6年生までとしているが、本市では対象児童を、その必要性が高い1年生から3年生までの利用を原則とし、各地域の利用状況や利用希望者の家庭の状況に応じて4年生以上の利用を認めている場合もある。市の基本的な考え方としては、小学校3年生までの低学年児童が全て利用することができる環境整備に取り組むこととしている。

(2) 要配慮児童への対応

①要配慮児童数の推移

表3のとおり、利用児童数の増加とともに、障害のある児童や配慮を要する児童の利用も増加している。さらに、資料4のとおり保育所や幼稚園での発達支援の取組から、いわゆる気になる児童は、就園児のおよそ7～8%の割合で存在していることから、放課後児童クラブでも同等の割合で存在すると考えられる。

(表3 利用児童における要配慮児童数の推移) (各年度4月1日時点)

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
利用者数	592人	670人	679人	726人	786人	794人	809人
内、要配慮児童数	6人	15人	14人	15人	19人	14人	17人
クラブ数	6クラブ	10クラブ	8クラブ	9クラブ	13クラブ	12クラブ	16クラブ

②放課後等デイサービスとの関係

学校通学中の障害のある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって、子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりのための療育サービスとして別事業の放課後等デイサービスを市内6ヶ所で実施しているが、放課後児童クラブと放課後等デイサービスのどちらを利用するかは保護者の希望による。

③専門性を有する支援員確保

「放課後児童クラブ運営指針」(平成27年3月31日付け雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知別紙。以下「運営指針」という。)においては、「障害のある子どもが、放課後児童クラブでの子ども達との生活を通して共に成長出来るように」育成支援を行うことが記されている。

支援員の専門性の向上のため、本市では障害等に関する市主催研修会を毎

年実施し多くの支援員にご参加頂いている。また、府等主催研修会についても各クラブへ案内し参加を促しており、支援員の専門性の向上を図る取組を行っている。

児童期の子どもの発達特性や障害に関して理解し、発達の個人差を踏まえて一人ひとりの心身の状態を把握しながら育成支援を行うことを求められていることから、支援員の育成と専門性の向上、また、専門資格を有する者や研修等を受講し知識を有する者を各クラブにおいて確保していかなければならない。

(3) 支援員の育成・専門性の向上・安定的確保

① 支援員の年代構成

現在の支援員を年齢別にみると資料5のとおり、支援員はそのおよそ70%が50代後半から60代後半で占めており、全体の半数以上が60歳以上となっている。このまま支援員の入れ替わりが無いとすれば、この年代が10年後には、60代後半から70代となるため、今から、50代前半までの若・中年層の支援員の確保・育成が求められる。

② 支援員の労働環境、処遇改善の必要性

支援員を確保する上では、子どもとの安定的、継続的な関わりが重要であることから、支援員の雇用に当たっては、長期的に安定した形態とする事が求められるが、支援員は他のフルタイムで働ける職種と比べ、勤務時間は学校の授業終了時刻等により変化し、不規則かつ放課後の時間帯のみの短時間の労働環境にある。

また、支援員の職務には、家に代わる生活の場の提供、安心・安全な預かり、利用児童（要配慮児童含む）の増加による対応、児童の発達特性に応じた対応等の子どもとの直接的な関わりに加え、保護者対応、学校や地域との連携等、様々なものがあり、従来に比べ、支援員業務の多様化、専門性が求められている。

これらから、支援員を確保する上で、働きやすい勤務条件の整備及び職責や有資格者等に応じた処遇改善等の検討を行う必要がある。

なお、国では平成29年度から支援員の職責等に応じた処遇改善を講じることができるよう、子ども・子育て支援交付金に「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の予算措置を行っており、こうした財政支援の活用も検討していく必要がある。

(4) 事業サービスの向上

①利便性向上のニーズ

平成28年度に実施した「放課後児童クラブの運営に関するアンケート調査」(資料6)では、保護者の多様な就労状況に鑑み、開設時間の延長等の利便性向上を保護者は求めている。

②プラスアルファの活動のニーズ

また、子どもの安心・安全な見守りに加えて、放課後児童クラブに預けている時間でのプラスアルファの活動として、スポーツやものづくりなどの地域の方々やその他団体等の協力による教室の定期的開催等の要望が挙げられている。

(5) 家庭との連携

①保護者参画の必要性

放課後児童クラブと保護者の関係は、「預かる人」と「預ける人」、「サービス提供者」と「お客さん」の関係にとかくなりがちである。こうした現状を踏まえると、保護者に対していきなりクラブ運営に対する当事者性を求め、積極的な参画や関与を促すことは無理である。

しかし、放課後児童クラブにおける「子どもの豊かな育ち」を考えたとき、そこは単なる「託児」の場ではなく、多様な生活体験や様々な人間関係の中で健やかに育つための「保育」の場であり、その成長に資する環境をどのように作っていくかという課題は放課後児童クラブ運営者だけでは解決できず、そこには保護者や地域並びに関係機関等の理解と協力が不可欠であり、よりよい環境としていくためには全者協働して展開していくことが求められる。

②保護者とのコミュニケーション

保護者とのコミュニケーションとして、これまでから送迎時の顔合わせや連絡帳等のやりとりで保護者に放課後児童クラブでの子どもの様子を伝え、保護者からも家庭での様子等を放課後児童クラブに伝えるなどの相互コミュニケーションをとることや、クラブたよりの発行等の放課後児童クラブの情報提供等を通して、保護者の放課後児童クラブへの理解を深めるとともに、話しやすい関係、信頼関係の構築に努めている。

これらを踏まえたうえで、いわゆる気になる児童への対応等を円滑に行うため、更なる保護者の放課後児童クラブへの理解促進、信頼関係、協力関係の構築が求められている。

(6) 学校との連携

①利用児童の個人情報

放課後児童クラブ運営者（受託者）には市との委託契約に基づいて個人情報をはじめとする守秘義務が課されているので、利用児童に関する学校との情報共有には、本来ハードルは高くないはずであるが、現実には学校と放課後児童クラブ運営者との情報共有が個人情報の関係で十分とは言えない状況があり、現場レベルでは、利用児童の情報共有が図られていない面がある。

②要配慮児童への対応に伴う情報連携

子どもの学校と放課後児童クラブの生活の連続性を考えると、小学校との連携も必要不可欠である。利用児童数の増加から、配慮を要する児童も増加し、いわゆる気になる児童について、子どもに関する日常的な情報交換や共有を行い、双方の活動に活かすための連携が重要である。

③施設の連携

小学校敷地内に設置している放課後児童クラブにおいては、子どもの遊びと生活の場を広げるための学校施設（校庭、体育館）の使用、子どもを落ち着かせる（クールダウン）ための保健室や放課後の教室の使用についての連携も重要である。

2. 子どもたちが放課後に過ごす時間や場所をどう考えるべきか

本市の放課後児童クラブの現状と課題をふまえて、今後の運営構想を検討するにあたり、あらためて、子どもが育っていくうえで放課後という時間や場所（空間）の意味や意義について確認し、それをふまえてこれからの放課後児童クラブに求められる役割について整理しておきたい。

いうまでもなく、放課後児童クラブを利用するか否かにかかわらず、放課後は、学校での正課が終了した後の時間である。したがって本来は、自分の意志で自由に過ごし方を決めることができる時間である。（ただ、現実には、塾やスポーツ教室、習い事などで放課後のスケジュールがほとんど決まってしまう子どもが、学年が進むにつれて多くなる状況である。）

本来、自由に過ごし方を決めることができる時間を、どこで、どのように過ごすのか、誰とどういう体験をしていくのか―、それは子どもが健やかに育っていくうえで、とても大きな意味を持っている。

子どもの豊かな育ちのために、放課後の過ごし方が大きな意味を持てるようにするには、いくつかのポイントがあると考えられる。

- ①単なる学校や学校の延長線上とまらない過ごし方かどうか
- ②家庭や学校とは異なる「多様な人間関係」の中で過ごせるかどうか
- ③自分の意志で過ごし方（場所や内容）を決められるかどうか
- ④学校や家庭と同種の緊張感のある時間・空間から自由になり、リラックスして過ごせる時間・空間であるかどうか（学校等とは別の緊張感があるかもしれないが）

①については、②・③・④を取りまとめた総括的な捉え方である。

②については、

まず、家庭や学校での人間関係は、次のような特徴があると考えられる。

- a 親や先生と子どもといった“縦”（垂直的）な関係（指導監督）
- b クラスメイトや兄弟姉妹のような“横”（水平的）な関係
- c 親子関係のような日常的で距離が近い“濃い”関係

これに対して、かつての身近な地域近隣社会に代表されるような地縁的コミュニティが有していた「多様な人間関係」は、次のような特徴があると考えられる。

- d 中学生・高校生を含めて上級生や下級生など、年齢が異なる子どもとの交流・接点（異年齢交流〔垂直的〕や縦・横に加え“ナナメの関係”が付加される多様性）
- e いつもは濃くないが時々濃くなる、濃淡の多様性（距離感の多様性）

子どもが成長していくうえで、関わる相手が多いほど多様な考え方や刺激を受けることができること、そして「多様な人間関係」に身を置き、そこで、多様な経験をしながら多様な知恵を獲得していくことの重要性は、これまでから多く指摘されているところである。

その「多様な人間関係」が存在する典型的な場が、前述のかつての地域近隣社会であったといえる。その場所（空間）が持つ、オフィシャルでない人を育てる機能は、“柔らかな地域社会の教育機能”と性格付けできるといえよう。

③については、

自分でやりたいことを考えて自分で決め、その場所にある材料や資源を活用しながら、熱中して遊び込む体験をすることが、子どもの集中力や持続力を高めることで、子どもの成長につながると考えられている。

これは、新学習指導要領で新たに打ち出された「主体的・対話的で深い学び」の考え方に通じる取り組み姿勢であるが、学校での学びは、大きくはカリキュラムの中で習得すべきことが定められているのに対して、放課後の過ごし方の特徴は、やることある程度決まっている場合もあれば、やることが全く決まっていない場合まで、極めて幅が広いことである。

放課後を子どもが成長する時間・空間にしていくためには、子どもがやりたいことを自分で探して決め、自分でその材料を調達し、自分が組んだ設計やプログラムに基づいてそれを実行できる環境や条件を作っていくことが重要になる。

④については、

放課後の時間と空間においては、子どもを緊張状態から解き放ち、リラックスさせることの必要性が、かねてから指摘されているところである。これは、子どもの心身のバランスを調整し、健全性を保つために重要とされている。

子どもが豊かに成長していくうえで必要であるとする、以上①～④のポイントを満たすような放課後の過ごし方を、どのように実現していくのか、その方策を検討することが求められている。

いうまでもなく、現代の社会は、身近な地域社会の人間関係の希薄化によって、かつて存在していた地域社会の教育機能も大きく脆弱化している。その再生をどのように実現していくのかについては、本市だけでなく、わが国全体にとっても今後の重要な課題ではあるが、そのためには、様々な条件が必要であるばかりか、相当の期間を要し、容易ではなく、即効薬も見当たらない。

こうした中、子どもの豊かな育ちを実現していくために、放課後児童クラブ

において、子どもが安全に放課後を過ごす役割（この機能は確立され維持されている）に加え、かつて身近な地域社会が持っていた教育機能のうちいくつかのパーツを部分的に放課後児童クラブに付加して、そこでの過ごし方を多様なものにすることが、現実的な方策ではないかと考える。

既にいくつかのクラブでは、外部人材を招いて通常のクラブ運営では行えない様々な体験活動などの実践が行われている。こうした先導的な実践を、例外的・イベント的に止まることなく、全市的に、放課後児童クラブの本来的活動メニューとして導入していくことが必要である。

本市の放課後児童クラブの運営理念は、「地域の子どもは地域で育てる」という他に誇るべきものである。この意味するところは、運営主体（受託団体）が単に身近な地域社会に根差した団体であり、支援員が単にその地域の住民であるということだけには、本来止まらないはずである。その地域社会に潜在している人材をはじめとする地域の資源を、子どもたちの成長のために活用する仕組みを構築してこそ、この理念が本当に生きてくるのではないだろうか。

これまでも増して、これからの社会には、自分も他者も認め合い共存・共生する多様性尊重（ダイバーシティ）が実現されなければならない。子どもたちが早い時期から、身近な地域社会だからこそ有している多様な人間関係の中で多様な刺激を受けて成長する仕組みを作り上げていくことは、このダイバーシティ実現のうえでも、大いに効果があることであると考え

子どもたちは、学校・家庭・地域の中で生活し、放課後児童クラブもその一部を担っている。それらの関係性を踏まえ、児童クラブはどのような場であるべきかを **次頁図 1** のように整理した。

近年、身近な地域社会の機能の脆弱化や、家庭の教育機能も弱まっていると言われている中で、本市の放課後児童クラブは、家庭の代替機能を有するとともに、家庭でも学校でもない、いわば“第3の世界”である身近な地域コミュニティへつながる場という位置付けや役割を本来担っているはずである。身近な地域社会との繋がりとして、子どもたちには主体的にあそび、様々な体験を通して、健やかに育つことを願うものである。

放課後児童クラブの充実を図ることで、脆弱化した身近な地域社会の教育機能の再生・再興のきっかけとなることを期待する。

図1

放課後児童クラブの役割・・・子どもにとってどのような場であるべきか



3. 舞鶴市放課後児童クラブの

今後の方向性及び施策の例（運営構想の柱）

- これまでの内容を踏まえ、放課後児童クラブは、子どもたちにとってどのような場であるべきか、その意義・役割は以下のように整理できると考えられる。

【自由に過ごせる場】

- ・子どもが自分の意思で自由に過ごすことの出来る場
- ・自分たちがやりたい遊びや、活動ができる場

【安心できる場】

- ・子どもにとって評価をされない、子どもに対して評価しない場
- ・安心安全に過ごすことのできる場

【第2の生活の場】

- ・家庭に代わる生活の場
- ・基本的な生活習慣を身につける場
(家庭や学校とは異なる人たちと過ごすことを通じて習得する類の習慣やルール・マナー)
- ・休息の場

【集団性・社会性を育む場】

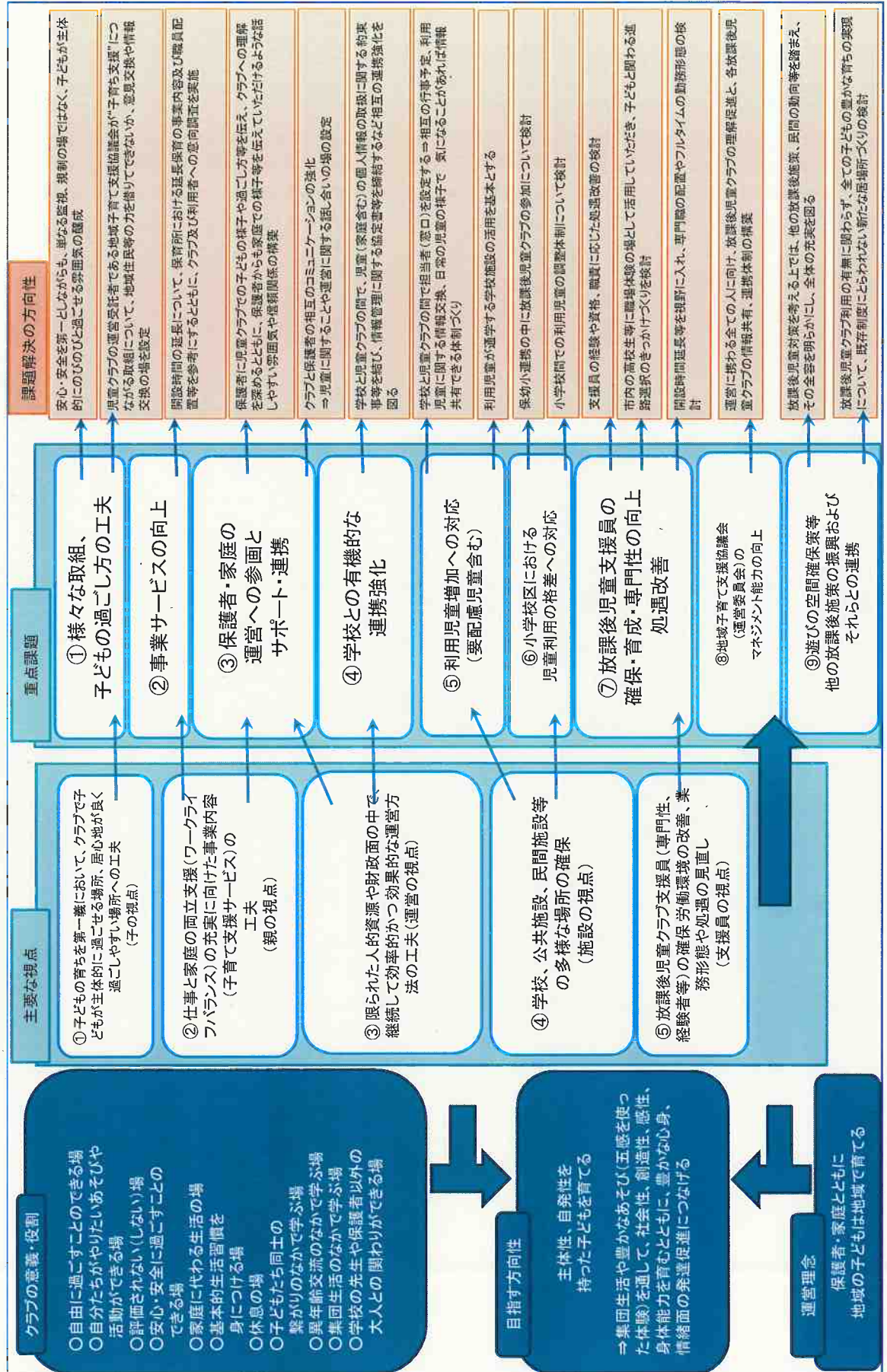
- ・子どもたち同士の繋がりの中で学ぶ場
- ・異年齢交流の中で学ぶ場
- ・集団生活の中で学ぶ場
- ・学校の先生や保護者以外の大人との関わりができる場

- これらの放課後児童クラブの意義・役割を踏まえ、運営理念である「保護者・家庭とともに地域の子どもは地域で育てる」ことを基本として、本市の放課後児童クラブの目指す育成観を次のとおり掲げる。

主体性、自発性を持った子どもを育てる

⇒集団生活や豊かなあそび（五感を使った体験）を通して、社会性、創造性、感性、身体能力を育むとともに、豊かな心身、情緒面の発達促進につなげる。

図2 持続可能な放課後児童クラブの運営構想



- この方向性に向かうために、前述にある様々な課題の解決を考えた場合、次の重要となる主要な5つの視点と9つの重点課題に整理し、各重点課題に対する具体的な方策は次のとおり。(図2)

【主要な視点】

基本的事項として、放課後児童クラブ自体の社会的認知度及びその役割に対する評価は決して高くない状況と考えられるため、認知度と正当な社会的評価を高めることが必要と考えられる。

このことから、その役割を市民にしっかり理解してもらう取り組み、努力が必要であると考えられる。

①子どもの視点

子どもの育ちを第一義において、児童クラブで子どもが主体的に過ごせる場所、居心地が良く過ごしやすい場所への工夫

②親の視点

仕事と家庭の両立支援（ワークライフバランス）の充実に向けた事業内容（子育て支援サービス）の工夫

③運営の視点

限られた人的資源や財政面の中で、継続して効率的かつ効果的な運営方法の工夫

④施設の視点

学校、公共施設、民間施設等の多様な場所の確保

⑤支援員の視点

放課後児童支援員（専門性、経験者等）の確保、労働環境の改善、業務形態や処遇の見直し

【重点課題】

①様々な取組、過ごし方の工夫

②事業サービスの向上

③保護者・家庭の運営への参画とサポート・連携

④学校との有機的な連携強化

⑤利用児童増加への対応（要配慮児童含む）

⑥小学校区における児童利用の格差への対応

⑦放課後児童支援員の確保・育成・専門性の向上・処遇改善

⑧運営委員会のマネジメント能力向上

⑨遊びの空間確保策等 他の放課後施策の振興及びそれらとの連携

《具体的な方策》

【重点1】様々な取組、子どもの過ごし方の工夫

ア 安心・安全を第一としながらも、単なる監視・規制の場でなく、子どもが主体的にのびのびと過ごせる雰囲気醸成を図る。

例えば、遊びの提供、外遊び、冒険遊びを外部スタッフの協力を得て、年に数回程度から試しに実施することが考えられる。

イ 放課後児童クラブは保護者が就労しやすい環境をつくるための“子育て支援”の視点だけでなく、子どもが成長していく上で、成長に資する環境をどのように作っていくかという“子育て支援”の視点を今後はこれまでも増して重視していく必要がある。

このため放課後児童クラブは子どもたちに様々な生活体験の機会を提供し、子どもたちが主体的に活動できるとともに、他者との関わりの中で学び合える取組を実施するため、地域住民等の力を借りて各種イベント等が出来ないかなど、情報交換や意見交換の場を設けることなどが考えられる。

例えば、「まちの先生」制度のような団体等、地域で活動されている方に様々な体験活動の支援の協力をお願いすること、又、高校生や夏季等長期休暇における大学生との交流など、体験や交流を通して視野が広がる活動を定期的にできるように検討することが考えられる。

高校生や大学生の参画・交流は、将来教員や保育士等の子どもに関わる仕事を志望する人材を増やすことにもつながると考えられるので、継続的で積極的な取組が求められる。

【重点2】事業サービスの向上

ア 開設時間の延長について1-(4)-①(P.8)でみたように、保護者は開設時間の延長等の利便性の向上を求める人が少なくない。開所時間の延長は、保護者の働きやすい環境を整えるうえで重要であるが、子どもにとって親子で過ごす時間は、その健やかな育ちを担保するうえで必要な時間であることから、昨今の働き方改革やワークライフバランスの重要性等を踏まえ双方の視点を持って深く議論することを要するものであり、運営団体の状況、保護者のニーズ、運営経費など多面的に検討が必要である。

イ 開設時間の延長について、全体的な開設時間の延長、若しくは保育所の延長保育事業を参考に、必要とする者に応じて実施すること等について、放課後児童クラブ及び利用者へのより細かいニーズ調査の実施

- ウ 開設時間延長を含む様々な事業サービスの向上を実施した場合の利用者負担金の見直し

【重点3】保護者・家庭の運営への参画とサポート・連携

- ア 保護者に放課後児童クラブでの子どもの様子や過ごし方等を伝え、放課後児童クラブへの理解を深めるとともに、保護者からも家庭での様子等を伝えていただけるような話しやすい雰囲気や信頼関係のさらなる構築

- イ 放課後児童クラブと保護者の相互コミュニケーションを強化し、児童に関することや、運営に関する話し合いの場（懇談会）の設定

- ウ 放課後児童クラブからの情報発信として、子どもの過ごし方、宿題やおやつなどの考え方等についてまとめたパンフレットの配布やクラブたよりの作成、クラブ参観やクラブ行事への保護者参加等を通して、保護者の放課後児童クラブへの共通理解を深めるとともに、保護者の運営への参画（サポート）を推進する。

例えば、情報発信の手段として、放課後クラブの取組などを紹介、情報共有の場として、ホームページ、SNS の活用の検討を行うことや、放課後児童クラブ親子行事の実施など、放課後児童クラブでの各種イベントの企画や運営への保護者の参画（サポート）などが考えられる。

【重点4】学校との有機的な連携強化

- ア 子どもの健全な成長のために、互いに保有する情報を共有することが必要な場合には、情報提供が可能となるよう、現行の制度や仕組みを点検し、学校と放課後児童クラブとの間で全市的なルールを定め、個々の学校と放課後児童クラブとの間で運用できるよう取り組みを進める。

- イ 学校と放課後児童クラブの間で担当者（窓口）を設定し、相互の行事予定や利用児童に関する情報交換、日常の児童の様子で気になることがあれば情報共有できる体制づくりの推進

- ウ 支援員においては、日々のクラブ運営に活かすため、学校の参観日や運動会等の学校行事を活用し利用児童への理解を深めることや、学校と放課後児童クラブの懇談会の実施などが考えられる。

【重点5】利用児童増加への対応（要配慮児童含む）

ア 放課後児童クラブの施設確保は、学校施設内を基本とし、今後とも、各小学校の児童数の推移、今後の余裕教室等の状況などを把握し、各小学校区の利用児童の推移及び見込から、計画的に整備を行う。

イ 運営指針にもあるように、新1年生については保育園・幼稚園等と学校との連絡会・情報交換会に放課後児童クラブも参加できるように努め、利用児童の入学前における日頃の生活や活動の様子等の情報を共有できる体制づくりを進める。

【重点6】小学校区における利用児童の格差への対応

ア 原則として、利用児童が通学する小学校区の放課後児童クラブの利用を基本としつつも、近隣小学校区にある放課後児童クラブとの利用者調整について検討を行う。

例えば、児童クラブ間の移動手段の確保や、学校施設内で送迎が可能な法人運営の放課後児童クラブの設置などが考えられる。

イ 利用児童の見込から、主に西舞鶴地域における広域的に利用可能な放課後児童クラブの設置について検討を行う。

【重点7】放課後児童支援員の確保・育成・専門性の向上・処遇改善

ア 支援員の経験や資格、職責に応じた処遇改善について検討を行う。

イ 開設時間延長等を視野に入れ、専門職の配置やフルタイム勤務形態の検討を行う。

ウ 市内高校生、府内大学生等の放課後児童クラブでの活動支援について検討を行う。

エ 支援員の専門性向上のため、各種研修への参加機会の確保について検討

オ 利用児童に関することやその他放課後児童クラブが抱える課題解決に向けて、放課後児童クラブや支援員の相談体制の充実や、臨床心理士や社会福祉士等の専門職の巡回相談支援について検討

【重点8】運営委員会等のマネジメント能力・資質向上

ア 上記の重点1から重点7までを実現するためには、受託者である地域子育て支援協議会（運営委員会）のマネジメント能力（支援員のスキルを磨き、やる気を引き出し、能力を最大限発揮していくか）が問われていく。

イ 支援員一人ひとりがこれまでの各種課題等を理解し、各クラブにおいて現状を把握し、この運営構想の実現を目指すことは重要であるが、それは支援員だけでなく運営に携わる全ての人に求められている。支援員同士のコミュニケーション・連携だけでなく組織（運営委員会）として活動できるよう、情報共有や体制作りを進めなければならない。

ウ 運営に携わる人（運営委員会）はこの運営構想及び各放課後児童クラブにおける課題の共有等を通して、放課後児童クラブに対する更なる理解促進及び組織としてのマネジメント能力の向上、並びに組織内及び各放課後児童クラブ間の連携を図っていく必要がある。

例えば、運営に携わる人に対してこの運営構想に関する研修会の実施や、市内全体を見据え、各放課後児童クラブを巡回し、個々の放課後児童クラブの運営に関する助言等を行うコーディネーターの配置、各放課後児童クラブの課題を他の放課後児童クラブと情報共有し、市全体の課題として捉え課題解決に向けて取り組むなどの組織体制づくり等が考えられる。

【重点9】遊びの空間確保策等 他の放課後施策の振興及びそれらとの連携

ア 放課後児童対策を考える上では、その他の放課後児童対策や民間の動き、その他公共施設等の活用などを踏まえて全体像を明らかにし、その全体の充実を図ることが重要である。

イ かつては、地域の中で大勢の子どもたちが群れ遊ぶ姿が見られ、子どもは多くの子ども同士や大人と触れ合う中で、時には喧嘩をし、時には叱られたりしながら自然と社会のルールや思いやりの心を学び、情緒を養ってきた。また、身近な地域社会とのネットワークの中で、地域全体で子どもを見守り、助け合う関係が自然と出来ていた。しかし、近年の社会状況の変化等から、人間関係が希薄となり、これまでの関係性が崩れ、「顔が見えない」関係となってきたことで、子どもをとりまく状況も変化し、子どもの地域における居場所が少なくなっている現状である。

ウ これまで放課後児童クラブについて述べてきたが、あくまで放課後児童クラブの対象児童は保護者が昼間家庭に居ない児童であり、保護者が家に居る家庭は対象とならない。

文部科学省と厚生労働省が共同で策定した「新・放課後子ども総合プラン」では、放課後児童クラブの利用児童に限らず、全ての児童が安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を通して次代を担う人材の育成を目指している。

今後、“子どもの豊かな育ち”の実現を図っていくうえで、放課後児童クラブを利用できない子どもの放課後における豊かな育ちの実現について、既存制度にとらわれない新たな居場所づくりの検討をしていかなければならない。

例えば、子どもの生活の中に、身近な地域で生き生きと過ごす環境をつくり、またそれを地域で支えるようなしくみをつくること。小学校の校庭や体育館、近隣の公園や公民館・集会所等での活動として実施し、子どもたちはそこで自由に子ども同士で遊んだり、地域の人や高齢者等との世代間交流を通じ伝承遊びを習ったり、宿題をしたり、時にはプレーパーク[※]等のイベントを実施することが考えられる。

※プレーパーク

「冒険遊び場」ともいわれ、焚火やどろんこ、大工道具など、一般の公園ではできないような遊びができる場所で、そのほとんどが有志の市民によって運営されており、全国で400所以上に広がっている。

4. 運営構想の実現に向けて

(1) 市民の理解と協力を得るために

放課後児童クラブ自体の社会的認知度及びその役割に対する評価は決して高くない状況と考えられるため、認知度と正当な社会的評価を高めることが必要と考えられる。

このことから、その役割を市民にしっかり理解してもらい取り組み、市民ぐるみの子育て支援施策を展開できるよう努める。

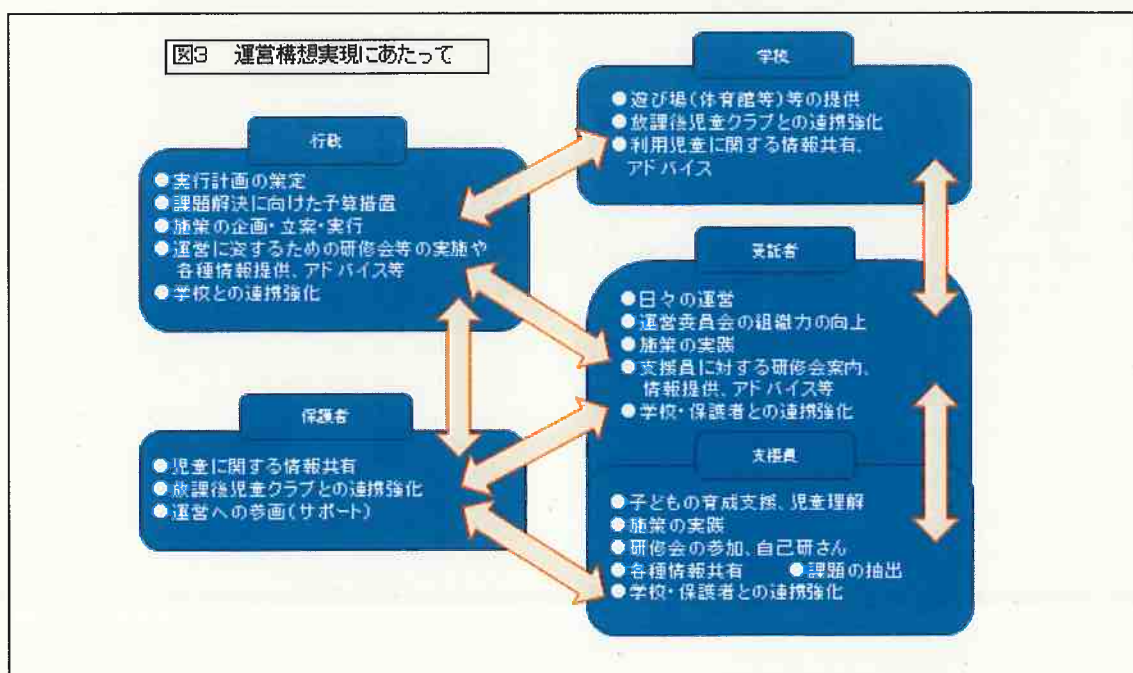
(2) ひと(人材)・もの(施設)・おかね(資金)など投入できる資源の制約の中で

この運営構想に基づき、放課後児童クラブの役割を果たす上で、理想形の運営を実施していくことが望ましい姿であるが、厳しい財政状況を背景に、限られた人・モノ・カネの資源の中で、いくつもの課題について、関係者が一つ一つ協議し解決していかなければならない。

(3) 行政・受託者等の位置付け・役割

様々な課題を解決し子どもの豊かな育ちの実現のためには、行政(担当課)が課題解決に向けて優先順位を付け、実行計画を策定するなど、計画的に放課後児童クラブの充実を展開していく必要がある。

この運営構想を実現していくため、それぞれの主な役割について図3に示す。



おわりに

今後の放課後児童対策の展開にあたっては改正児童福祉法の理念及び「新・放課後こども総合プラン」の内容を踏まえ、全ての子どもの豊かな育ちにつながる新たな取組の検討と持続可能な制度設計が必要となる。

この運営構想を通じて、子どもの放課後のあり方をもう一度見直し、社会全体、地域全体で子どもを育てていける環境作りの一端を担い、子どもの豊かな育ちと、保護者の子育てしやすいまちづくりへの力となることを期待する。

【関連資料】

「放課後児童対策に関する専門委員会」委員名簿

	委員名	所属
部会長	安藤 和彦	ユマニテク短期大学 幼児保育学科教授
委員	高田 裕志	舞鶴市小学校校長会
	関口 博	舞鶴市民生児童委員連盟 児童部会長
	池内紀代子	舞鶴市子ども育成支援協会 副会長
	森脇 克秀	舞鶴市放課後児童クラブ運営委員長連絡会 副座長
	周川 靖子	舞鶴市PTA連絡協議会 母親委員長（平成29年度）
	粉川 良美	舞鶴市PTA連絡協議会 母親委員長（平成30年度）

「舞鶴市放課後児童クラブ部会」開催経過

	開催日	議事内容
第1回	平成29年8月24日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブ部会長の設置について ○部会長の選任について ○放課後児童クラブの現状及び課題について ○意見交換（フリートーキング）
第2回	平成30年1月29日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブの役割について ○第1回を踏まえた課題別の検討事項について ○意見交換（フリートーキング）
第3回	平成30年6月21日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ○これまでの議論を踏まえた放課後児童クラブの運営構想（案）について ○これまでの議論を踏まえた課題別の検討事項について ○意見交換（フリートーキング） ○最近の主な動き
第4回	平成30年9月27日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブの 運営構想検討結果報告書（案について） ○とりまとめに向けた全体の意見交換 ○その他